



平成 27 年度地籍調査にご協力を

◎地籍調査とは

現在、法務局に備え付けてある土地の記録や図面の約半分は、明治時代に作成された地図をもとに加除修正されたものであるため、土地の面積・形状・地目などが実態と異なっている場合があります。

このため、市では平成 22 年度から旧島原市地区の地籍調査を実施しています。

地籍調査は、土地一筆ごとに所有者・地番・地目・面積などを調査しますので、土地所有者皆さんの協力が必要です。

※旧有明地区の地籍調査は完了しています

◎一筆地調査実施地区

親和町の一部、新湊一丁目の一部、新湊二丁目の一部、南下川尻町の一部、緑町の一部

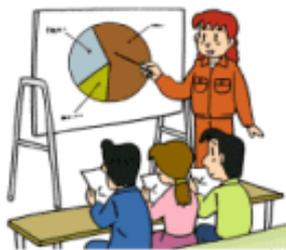
※対象の土地所有者には、後日、説明会の開催をお知らせします

◎調査結果閲覧実施地区

新湊二丁目の一部、南下川尻町の一部、緑町の一部、新山四丁目の一部

※平成 26 年度一筆地調査実施地区が対象となります。対象の土地所有者には、後日、お知らせします

1. 地元説明会への出席



説明会の日時・場所は、後日案内しますので、出席をお願いします

2. 一筆地調査の立ち会い



現地での立ち会いが必要となります。日時は事前にお知らせします

3. 地籍調査完了結果の閲覧



地籍調査完了後、調査結果の閲覧をお願いします(市が指定する 20 日間)

地籍調査の主な流れ

地籍調査事業では「できないこと」

所有権の移転(交換・売買・相続など)に関することはできません

贈与や売買などで所有権が変わっているのに、所有権移転がされていない場合や、登記簿上の所有者がすでに亡くなっているような場合は、早めに手続きを済ませるようお願いします。

市からの案内は登記簿上の所有者に通知します。

所有者が変わっているのに未登記の場合は、連絡が遅れたり、連絡が取れない恐れがありますので、早めに法務局で所有権移転登記の手続きを行ってください。

▶問い合わせ先 契約管財課地籍調査班 (☎ 63-1111 内線 264)